

○湯河原町個人情報保護条例

平成17年3月3日

条例第2号

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条～第14条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止(第15条～第37条)
- 第4章 審査請求(第38条～第44条)
- 第5章 雑則(第45条～第52条)
- 第6章 罰則(第53条～第59条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、本町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 実施機関 町長、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員)をいう。
- (4) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関において保有しているものをいう。ただし、行政文書(湯河原町情報公開条例(平成17年湯河原町条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。))に記録されているものに限る。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 特定個人情報であつて、保有個人情報に該当するものをいう。
- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (9) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
 - ア 専ら文章を作成するための処理
 - イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
 - ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
 - エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本町の施策に協力しなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、要配慮個人情報(次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。)を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1) 信条

(2) 人種

(3) 社会的身分

(4) 犯罪の経歴

(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(前号に該当するものを除く。)

(6) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(第4号に該当するものを除く。)

(7) 犯罪により害を被った事実

(8) 病歴

(9) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること(前号に該当するものを除く。)

(10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果(第8号に該当するものを除く。)

(11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(第8号に該当するものを除く。)

(個人情報取扱事務登録簿)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(4) 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由

(5) 個人情報の収集の方法

(6) 個人情報の利用及び提供の範囲

(7) 個人情報の記録の内容

(8) 個人情報の記録の対象者

(9) 電子計算機処理の有無

(10) その他実施機関が定める事項

2 前項の行政文書には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 本町の機関、国若しくは他の地方公共団体の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
 - (2) 本町の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
 - (3) 一般に入手し得る刊行物等
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を湯河原町個人情報保護審査会に報告しなければならない。この場合において、湯河原町個人情報保護審査会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を湯河原町個人情報保護審査会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。
- (収集の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、前項の規定により明確にされた目的(以下「取扱目的」という。)の達成のために必要な限度を超えて、個人情報を収集してはならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。
- 5 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に書面により通知しなければならない。ただし、湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。
- 6 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。
 - (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
 - (3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。
- 7 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集がされたものとみなす。
- (利用及び提供の制限)
- 第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に書面により通知しなければならない。ただし、湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供及び収集)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。以下この条において同じ。)による保有個人情報の提供及び個人情報の収集を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供及び収集を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。ただし、法令等の規定に基づき提供するときは、この限りでない。

3 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供及び収集を行う場合には、当該オンラインシステムの運用基準等を定め、保有個人情報の保護に努めなければならない。

4 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供及び収集を行った場合は、当該保有個人情報の処理状況及びオンラインシステムの運用状況を随時湯河原町個人情報保護審査会に報告し、町民に公表しなければならない。

5 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を行っている場合において、当該保有個人情報の漏えい又は不適正な利用のおそれがあると認めるときは、当該オンライン結合先に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

6 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、保有個人情報の漏えい又は不適正な利用があると認めるときは、あらかじめ湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いて、保有個人情報の保護のため必要な措置を講じなければならない。

7 実施機関は、保有個人情報の漏えい又は不適正な利用について、明白かつ客観的な証拠があり、緊急に必要な措置を講ずる必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、報告の要請又は湯河原町個人情報保護審査会の意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、速やかにその措置の内容を湯河原町個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 実施機関は、第9条第2項又は前条第1項の規定に基づき、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しく

は方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正な管理)

第12条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料とするために保存するものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第13条 実施機関は、保有個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託等をするときは、当該契約等において、個人情報の適切な取扱いについて受託したもの又は公の施設を管理する指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(受託者等の責務)

第14条 実施機関から保有個人情報を取り扱う事務又は事業の全部又は一部を受託したもの(以下「受託者」という。)は、当該受託事務及び受託事業の範囲内で、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務又は受託事業に係る業務又は前条に規定する公の施設を管理する指定管理者の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務を提供するために実施機関に派遣されている者は、その役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。実施機関に派遣されている者でなくなった後も、同様とする。

第3章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。次条第1号及び第26条第2項において同じ。)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並び

- に地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報
- (5) 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 町若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (8) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、開示することができないとされている情報

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示をしなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であって、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(開示請求の手続)

第20条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求しようとする者の氏名及び住所

- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第15条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理権を有する者であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。
(開示請求に対する決定等)
- 第21条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する開示をする旨又はしない旨の決定(以下「開示決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき(第19条の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る保有個人情報を実施機関が管理していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(事案の移送)
- 第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、第24条の規定による保有個人情報の開示の実施に関して必要な協力をしなければならない。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- 第23条 開示請求に係る保有個人情報に町、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第16条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認

められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、保有個人情報の開示をしなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

- 3 開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものにより、これを行うことができる。

- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であること(第15条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理権を有する者であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(開示請求の特例)

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第20条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示請求があったときは、第21条及び前条第1項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、同条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求の手續)

第28条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求しようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(4) その他実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(第26条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理権を有する者であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合

において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第29条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正決定等をしたときは、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、訂正の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該訂正の実施に関して必要な協力をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項から第4項まで又は第10条第1項の規定に違反して収集されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用停止又は消去

(2) 第9条第1項及び第2項又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第32条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有特定個人情報の利用停止請求をすることができる。

(利用停止義務)

第33条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求の手続)

第34条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求しようとする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
 - (4) その他実施機関が定める事項
- 2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(第32条第2項及び第32条の2第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理権を有する者であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(利用停止請求に対する決定等)

- 第35条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止決定等をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- (他の法令等との調整等)

第36条 実施機関は、他の法令等(当該法令等の委任に基づく規程を含む。以下この条において同じ。)により、開示請求に係る保有個人情報が第24条第2項の方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)については、当該他の法令等の定めるところにより開示を行うものとする。

- 2 他の法令等の定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第24条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

- 3 実施機関は、保有個人情報の訂正及び利用停止について他の法令等に定めがある場合は、その定めるところにより行うものとする。

(費用負担)

第37条 第24条の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求に係る保有個人情報(第24条第3項の規定により保有個人情報を複製したものを含む。)の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第38条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第39条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、湯河原町個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定により湯河原町個人情報保護審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第40条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者が反対意見書を提出している場合に限る。)

(個人情報保護審査会)

第41条 第39条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について審査するため、湯河原町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度の改善その他重要事項について実施機関の諮問に応じて審議し、実施機関に意見を述べることができる。

- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。(審査会の調査権限等)

第42条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、当該決定に係る保有個人情報の写し

が作成されたときは、当該写しについては、前章及びこの章並びに湯河原町情報公開条例第2章及び第3章の規定は適用しない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第43条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

- 3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第44条 審査会は、第42条第3項又は前条第3項の規定による意見書又は資料(以下この条において「資料等」という。)の提出があったときは、当該資料等の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第5章 雑則

(適用除外)

第45条 この条例は、次に掲げる個人情報については適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供)

第46条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する指導助言等)

第47条 町長は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言を行う等必要な施策を講じなければならない。

- 2 町長は、前項の施策を講ずるに当たっては、事業者の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(出資団体等の責務)

第48条 町が出資その他財政上の援助を行う団体(以下「出資団体等」という。)は、この条例の趣旨にのっとりその保有する個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資団体等に対し、個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(苦情処理)

第49条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報保護の制度に関する改善等)

第50条 実施機関は、保有個人情報の開示手続等の迅速化その他この条例に基づく個人情報の保護に関する制度の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審査会の意見を聴かなければならない。

(運用状況の公表)

第51条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第1項の受託事務又は受託事業に従事している者若しくは従事していた者又は同条第3項に規定する実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 受託者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が、その受託者の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その受託者に対しても各本条の罰金刑を科する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 第41条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 第53条から前条までの規定は、本町外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第59条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(湯河原町個人情報保護条例の廃止)

2 湯河原町個人情報保護条例(平成10年湯河原町条例第10号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第18条の規定による開示の請求にあつては第20条の規定による請求と、訂正又は削除の請求にあつては第28条の規定による請求と、利用又は提供の中止の請求にあつては第34条の規定による請求とみなす。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第22条の行政不服審査法による不服申立てについては、第38条に規定する不服申立てとみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他行為でこの条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

(湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年湯河原町条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(湯河原町手数料条例の一部改正)

7 湯河原町手数料条例(平成12年湯河原町条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(湯河原町住民基本台帳ネットワークシステムに関する条例の一部改正)

- 8 湯河原町住民基本台帳ネットワークシステムに関する条例(平成14年湯河原町条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成18年6月23日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月14日条例第19号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月2日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月27日条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月15日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた第1条の規定による改正前の湯河原町個人情報保護条例第15条第1項、第26条第1項又は第32条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、第1条の規定による改正後の湯河原町個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第15条第1項、第26条第1項又は第32条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体にに関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、施行日以後新条例第2条第1号に該当することとなるものを取り扱う事務に係る新条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、湯河原町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年湯河原町条例第23号)の施行の日以後、遅滞なく」とする。

附 則(平成28年2月17日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年11月29日条例第25号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。